

第6章 保存

6-1 保存の方向性

文化財の保存にあたり、七十七場、地割・地形、景観、植物に対し保存の方向性を以下に整理する。構成要素の植物は、第2章、第4章では植生として整理したが、ここでは植物の用語を用いるものとする。

(1) 七十七場

これまでに受け継がれてきた七十七場は、周辺環境や自然災害などにより、その姿や利用、環境との関わりが変化し、七十七場のいくつかは、消失し、原形から一部の形状が変わったものもある。

現存する七十七場のうち、破損や劣化がみられる箇所については修復し、適切に保存する。また、七十七場のうち、消失しているものは可能な限り復元し、また、形状が変更、破損しているものはその意匠を正しく伝えられるように修復を行う。

なお、七十七場の保存では、以下に示す法令の遵守と事実に基づいた保存を実施する。

○法令を遵守した保存の実施

- 修復、復元においては、文化財保護法及び同条例施行規則を遵守することで、客観性、信頼性を確保する。
- 維持管理においては、文化財保護法及び同条例施行規則を遵守することで、文化財の形状変更を避ける。
- 建築物の保存においては、適切な防火、防犯対策を実施する。

○事実に基づいた保存の実施

- 文献や写真などの史料を収集し、保管する。
- 史料などに基づいた修復、復元を実施する。
- 詳細が不明のままになったり、歴史的な誤解を生じさせたりしないためにも、修復、復元、復旧（修理）などの経過の記録を保管する。

七十七場の保存に関する方向性を、建造物、石造物、地象、植物、空間に分けて以下に整理する。

1) 建造物

建造物は、腐食や損傷、事故などによる破損の放置が、被害を拡大し価値を著しく失うことになるため、早期の対応と、きめこまかな保存が必要である。

日常の管理においては、かびの防止のため、窓の開閉による日照や通風を確保するとともに、定期的な管理を実施し、蟻害、虫害、腐朽などの確認に努める。蟻害、虫害、腐朽が確認された場合は、必要に応じて安全に留意した薬剤で防菌・防虫処理を行う。現状で虫害を受けている部分については、入念に点検し専門業者への相談と必要な処理を行う。

大規模な修復工事が長い期間実施されていない六賢台では、シロアリの被害や、屋根の瓦の欠損などがあり、早急な対応が必要である。

建築物の保存では、構造診断に基づく安全性の向上も必要であるが、部材の消失を防ぎ、当時の技術を保存するためにも、できる限り解体修理を必要としない計画を検討していく。そのためには、建築物の修復では、詳細な調査を実施の上、調査結果に基づき、専門的な有識者を交えた検討を行う。

また、現状変更届を要しない小規模な修理を行った場合には、記録をとり保管していくことが重要である。

2) 石造物

石造物は、屋外のものや屋内のものに分けられる。屋外に設置された石造物は、長い年月を風雨にさらされた状態であるため、表面の劣化が激しく、狸燈、鬼燈は一部が破損して無くなっている。狸燈、鬼燈は現物と同様の安山岩で複製を製作・展示し、現物を安全な場所に保管するなどの対応を検討する。

また、地震などによる転倒の危険性がある石造物については、固定をしっかりと行うとともに、特に屋外で人が通行する場所に近いものについては、転倒対策または危険を表示する案内を行う。

3) 地象

地象は、池泉や流れ、石窟や石積などで、多くは唯物園、唯心庭にあり、ルネッサンス整備事業により復元された。既に当時のものから形状が変わったものが多く、今後改修の際には古写真を参考になるべく当時の状況に近づけた復元を検討する。

また、「心理崖」は、石積の基礎部分の土壌が浸食され、樹木の根が構造物に侵入しているため、構造物の復旧が必要である。

4) 植物

消失してしまった天狗松、百花叢、万有林は復元することを検討するが、万有林は松林から植生が大きく変化しているため、現段階で早期に復元するのは困難である。現在の風致景観と調和させながら、今後の復元を検討していく。

5) 空間

空間には、広場や区域、坂道などであり、地表面や階段などの通路面に激しい劣化が認められるため、復旧していく。

(2) 地割・地形

哲学堂公園は、円了が七十七場を創設し、玄一が拡張した。その後、東京都、中野区に所有が変わっても、一貫してその利用や地割は変わることなく、現在に至っている。

社会教育の場として円了の意志が引き継がれた哲学堂公園の地割は、現在も利用され続けているため、歴史的な変遷においても重要である哲学堂公園の地割を保存していく。

台地から妙正寺川沿いの低地に至る地形は、風致と自然立地を活かした景観があり、地割と同様に創設時の意匠や哲学堂公園の成り立ちを踏まえ、地形を改変することなく保存していく。運動施設は、都市公園施設の一面もあることから、歴史的な経緯を踏まえ、その用途や地割を変えない限り、文化財の活用という視点では、利用性、安全性の向上に資する整備は許容される。

ゾーン別の地割・地形の保存に関する方向性を表 6-1 に示す。

表 6-1：ゾーン別の地割・地形の保存の方向性

ゾーン名称	保存の方向性
哲学堂 七十七場	・七十七場を構成する台地、低地、斜面地の地形及び地割は改変することなく保存する。
つつじ園 ・菖蒲池	・玄一の「須弥苑計画」の思想に沿って、東京都により作られたものであることから、地割を改変することなく、本来の地形を保存する。なお、一部においてバリアフリーによる地盤高の改変はあっても、緩やかな地形の景観を損なわないように配慮する。
梅林・ 哲学の庭	・財団運営期に拡張され梅林・鏡花園として整備されてから、一部に再整備が行われたものの、地形や地割は改変されていないことから、現在の地形と地割はそのまま保存する。
さくらの 広場	・都立公園期に整備され今日に至っている。七十七場とは、景観的に調和しながら管理されており、これまでに地割や地形の大きな改変もなかったことから、現在の地形と地割はそのまま保存する。 ・一部においてバリアフリーによる地盤高の改変はあっても、緩やかな地形の景観を損なわないように配慮する。
児童遊園	・財団運営期に拡張、整備され現在まで児童遊園として利用され続けている。これまでに設置施設の変更はあっても、児童遊園としての用途は変わらず、また、地形や地割は改変されていない。 ・現在も哲学堂公園において、地域の方々に利用され人気が高い場所であることから、今後もその用途と地形・地割を変えることなく保存する。
運動広場	・財団運営期に拡張、整備され現在までテニスコート、野球場として利用され続けている。 ・利用性や安全性の向上から施設の改修は行われてきたが、テニスコート、野球場としての用途は変わらず、また、地割は改変されていない。野球場の地下に弓道場を設け、掘削などが行われたが、野球場としての範囲と地形は復旧されている。 ・現在も哲学堂公園において、地域の方々に利用され人気が高い運動施設であることから、今後もその用途と地形・地割を変えることなく保存する。 ・今後も施設改修など軽微な現状変更にあっては、改変する内容や範囲、景観に対する影響などを明確にした上で、関係所管と協議を行い進めて行くこととする。
エントラ ンス	・財団運営期に周辺の道路整備などにあわせ整備されてきたものと思われ、現在のようなビスタを活かした哲学堂七十七場の入口としての景観が形成されている。 ・これまでにエントランスとして整備が行われてきたが、地形や地割、景観の大きな変化はなく、現在まで維持されている。今後もその用途と景観を含めて地形・地割を変えることなく保存する。

(3) 植栽

緑陰や四季の変化の演出など公園の利用に供する植栽、生物多様性の確保に寄与する緑地については、文化財に影響を与えず、利用者の安全や景観に配慮されていれば、その機能を優先する。

その上で、植栽管理については、樹木の老齢化や枯損、病虫害による被害に十分な注意を払い、樹木の健全な状態を維持していく。また、地域の方々に花見で親しまれてきた老齢化したサクラの更新は早急な対応が必要となる。

ゾーン別の植物の保存や管理に関する方向性を以下に示す。

表 6-2 : A ゾーンの植栽の保存の方向性 (1/2)

ゾーン名称	植栽の保存の方向性	対 応
台地部 (A-1)	<p>時空岡周辺では、長い年月をかけて成長した樹木による風致景観を保全する。また、古建築物と緑が調和した植栽管理を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟前の広場では、植栽地内で大きく成長した高木を保全しつつ、枝葉を広げた樹木を剪定し、入口としてわかりやすくした景観の改善を図る。 ・時空岡内の植栽は、建物を隠すことがないように剪定や刈込によって、現在の形状を維持する。 ・建築物周辺にあつて、建物とのバランスを欠くほど大きく成長し過ぎた樹木は、落枝による建築物への破損の影響を避けるため、樹形を小さくする管理を行う。特に、時空岡の東側（児童遊園側）から南側（崖地側）にかけた外周部や、「宇宙観」、「六賢台」周辺では、古建築物への影響に配慮する。 ・利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 ・樹勢が弱り倒木の危険性がある樹木については、樹勢回復の対応を取りつつ、専門家の判断も踏まえ、適切に対応していく。 ・「三学亭」の築山は密に成長し過ぎた樹木により、景観が大きく変わっていることから、植栽管理により景観の改善を図る。 ・アカマツが松枯れ病に罹らないように注意する。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枝葉が広がり過ぎた樹木の剪定 ・古建築物に緩衝する枝葉の整理 ・枯れ枝の除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時空岡内及び周辺の植栽地の樹木の剪定や刈込の継続 ・樹勢が弱った樹木の経過観察 ・樹木が無くなった場所へのアカマツなどの補植 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の維持管理の継続

表 6-2 : Aゾーンの植栽の保存の方向性 (2/2)

ゾーン名称	植栽の保存の方向性	対 応
<p>低地部、 妙正寺川 ・妙正寺 川対岸 (A-2・ A-4)</p>	<p>妙正寺川沿いの低地では、長い年月をかけて成長した樹木による風致景観を保全する。また、文化財や、舗装・柵・石積などの構造物、来園者の安全に影響を及ぼす実生木などを整理しながら、七十七場の景観と調和した植栽管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面及び妙正寺川脇の植栽地では、常緑広葉樹が優占し、鬱蒼としている。緑の多い景観を保全しつつ、安全や安心、快適性などから密に生育している箇所の間引きや、ササなどの刈り払いを行う。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 ・ 心字池周辺では、実生による常緑樹が多く生育するため、林床の植物が育つ程度まで日照を確保した、実生木の間引きを行う。 ・ 病虫害（ナラ枯れ病など）の影響や樹勢が弱り倒木の危険性がある樹木については、樹勢回復の対応を取りつつ、専門家の判断も踏まえ、必要に応じて病気に罹った大枝の除去や伐採などの対応も考える。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉が広がり過ぎた樹木の剪定 ・ 石積に根が入り込み崩壊させている樹木の除去 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時空岡内及び周辺の植栽地の樹木の剪定や刈込の継続 ・ 樹勢が弱った樹木の経過観察 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続
<p>斜面部 (A-3)</p>	<p>台地上と低地との間の斜面地では、長い年月をかけて成長した樹木による風致景観を保全する。また、文化財や、舗装・柵・石積などの構造物、来園者の安全に影響を及ぼす実生木などを整理しながら、四季を感じられる樹林を目指した植栽管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面地の西側付近では、通路脇では常緑広葉樹が優占し、鬱蒼としている。暗い雰囲気のある場所において、安全や安心、快適性などから景観の改善を図るため、低木層に密に生育している実生木を整理し、林床への日照を確保する。 ・ 裸地の状態で地表面の土砂が流出しないよう、林床植物が十分に生育する樹林管理を行う。 ・ 上空を広く覆う高木の枝葉を剪定することが望ましいが、樹冠が高い位置にあり剪定が難しいため、作業ができる範囲の枯れ枝などを取り除き、林内に日照を確保する程度の剪定を行う。 ・ 斜面地の西側付近では、林床は荒れていることから、斜面地を保全する観点からもササなどの刈り払いを行う。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 ・ 通路を壊している根を除去する。ただし、大径木などで太根の切断により支持力を失う恐れがあるものについては、専門家の判断も踏まえ慎重に実施する。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石積に根が入り込み崩壊させている樹木の除去 ・ 通行の支障となる樹木の剪定 ・ 根上がりしている根は、舗装の整備とあわせて実施 ・ 部分的に林内に日照を確保する高木の剪定、実生の中低木の整理 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分的に林内に日照を確保する高木の剪定、実生の中低木の整理 ・ 衰弱した樹木の経過観察 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続

表 6-3 : Bゾーンの植栽の保存の方向性 (1/2)

ゾーン名称	保存の方向性	対 応
<p>つつじ園 ・ 菖蒲池 (B-1)</p>	<p>都立公園期に整備されたつつじ園・菖蒲池の植栽は樹木が成長し、緑の少ない中野区において貴重な都市公園の緑として良好な風致景観を形成している。こうした緑を保全するとともに、枯死や衰弱した樹木については、植え替えなどを行い、緑の景観を守り育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つつじ園では、サクラなどの高木、ツツジの群植など整備当時から変わらない植栽の維持管理を継続する。 ・ ツツジの群植はあまり大きくなならないように、毎年の開花後に刈込を行っていく。 ・ 樹勢が弱ったサクラは専門家の知見に基づき樹勢回復を図る。ただし、サクラは一般的に寿命があると言われていることから、回復の見込みがないものは、植え替えを検討する。 ・ 菖蒲池付近では、ハナショウブなど水辺を感じることができる水生植物を補植する。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 衰弱した樹木の樹勢回復 ・ サクラの更新 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衰弱した樹木の経過観察 ・ サクラの更新 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続
<p>梅林・ 哲学の庭 (B-2)</p>	<p>平成の時代に再整備された梅林や哲学の庭の植栽は樹木も成長し、緑の少ない中野区において貴重な都市公園の緑として良好な風致景観を形成している。現在ある緑を保全しながら、それぞれの空間の意匠にあわせた適切な植栽の維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 梅林を構成するウメを保全する。 ・ ウメ以外にも花木など多くの樹木が植栽され、これらの樹木はそのまま保全する。 ・ 大きく枝葉を張った樹木の下の花木の生育環境を改善するために、大径木の枝葉の剪定を行う。 ・ 哲学の庭の群像彫刻周辺の芝生を良好な状態で維持する。 ・ 地域団体による緑化活動にあたっては、梅林や哲学の庭との景観的な調和を図りながら、植栽を行う。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 樹木が無い場所に補植 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続
<p>さくらの 広場 (B-3)</p>	<p>都立公園期に整備されたさくらの広場の植栽は、斜面地の植栽地も含め樹木も成長し、緑の少ない中野区において貴重な都市公園の緑として良好な風致景観を形成している。広場や妙正寺川沿いに植栽されサクラは、植栽されてから70年程度が経過し枯死や衰弱したものがある。サクラの景観を保全するため植え替えが行われていることから、衰弱したサクラの更新を行い、サクラの景観の回復を図る。また、広場の北側斜面地は現況の緑を保全する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹勢が弱ったサクラは専門家の知見に基づき樹勢回復を図る。ただし、サクラは一般的に寿命があると言われていることから、回復の見込みがないものは、植え替えを検討する。 ・ 斜面地の既存樹を保全する。 ・ 数年に一度は斜面地内の実生木を整理し、多様な樹種が生育する樹林として維持する。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 衰弱した樹木の樹勢回復 ・ サクラの更新 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面地内の実生木の除去 ・ 衰弱した樹木の経過観察 ・ サクラの更新 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続

表 6-3 : Bゾーンの植栽の保存の方向性 (2/2)

ゾーン名称	保存の方向性	対 応
児童遊園 (B-4)	<p>財団運営期から都立公園期、中野区立公園期と変遷する中で整備されてきた植栽は、緑の少ない中野区において貴重な都市公園の緑として良好な風致景観を形成している。こうして長い年月をかけて公園の成り立ちとともに成長した緑を保全する。また、保全するのみでなく、緑陰機能を活かしつつ、安全や景観に配慮した植栽の維持管理を実施しながら、現在ある緑の景観を守り育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広場周辺の樹木は、倒木や落枝が起きないように、健康状態を観察しつつ、剪定や枝落としなどにより適切な樹木の管理を実施する。 ・ 枯損木はできる限り早急に撤去し、新たに樹木を補植する。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 衰弱した樹木の樹勢回復 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衰弱した樹木の経過観察 ・ 樹木が無い場所に補植 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続
運動広場 (B-5)	<p>財団運営期から都立公園期、中野区立公園期と変遷する中で整備されてきた植栽は、緑の少ない中野区において貴重な都市公園の緑として良好な風致景観を形成している。こうして長い年月をかけて公園の成り立ちとともに成長した緑を保全する。また、保全するのみでなく、緑陰機能を活かしつつ、安全や景観に配慮した植栽の維持管理を実施しながら、現在ある緑の景観を守り育てる。また、樹勢が弱ったサクラの保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広場周辺の樹木は、倒木や落枝が起きないように、健康状態を観察しつつ、剪定や枝落としなどにより適切な樹木管理を実施する。 ・ 樹勢が弱ったサクラは専門家の知見に基づき樹勢回復、又は更新を図る。 ・ テニスコート西側の斜面地の既存樹を保全する。 ・ 数年に一度はテニスコート西側の斜面地内の実生木の除去を行い、多様な樹種が生育する樹林地として維持する。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 衰弱した樹木の樹勢回復 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衰弱した樹木の経過観察 ・ 樹木が無い場所に補植 <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続
エントランス (B-6)	<p>財団運営期から都立公園期、中野区立公園期と変遷する中で整備されてきた植栽は、緑の少ない中野区において貴重な都市公園の緑として良好な風致景観を形成している。こうして長い年月をかけて公園の成り立ちとともに成長した緑を保全する。また、保全するのみでなく、緑陰や修景機能を活かしつつ、安全や景観に配慮した植栽の維持管理を実施しながら、現在ある緑の景観を守り育てる。また、エントランスを飾るイチョウ並木を保全する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イチョウ並木を保全する。 ・ 通路や広場周辺の樹木は、倒木や落枝が起きないように、健康状態を観察しつつ、剪定や枝落としなどにより適切な樹木管理を実施する。 ・ 樹勢が弱ったサクラは専門家の知見に基づき樹勢回復、又は更新を図る。 ・ 利用者の安全や美観を損なう枯れ枝などを取り除く。 	<p>【短期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈込や剪定などの継続 ・ 衰弱した樹木の樹勢回復 ・ 枯れ枝などの除去 <p>【中期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衰弱した樹木の経過観察 ・ 樹木が無い場所に補植(イチョウ等) <p>【長期的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の維持管理の継続

(4) 景観

周囲の景観の変化や、多様な利用の状況を踏まえ、その場所に合った景観形成や修景を行う。また、公園に隣接する建物を遮蔽する植栽や、季節感を演出する花木を保全し、現在の景色や利用形態に配慮する。

七十七場を見せる場では、樹木と七十七場のバランスに配慮する。

安全施設（柵）、防火（消火）施設、案内・解説のための施設などは、材質の統一性、景観と調和した形状、意匠、周囲に溶け込んだ色彩などに配慮する。また、建築物・工作物は原型（素材、色彩）を重視し、外装が華美にならないように慎重に検討する。

景観に関する方向性を以下に示す。

1) 建築物の景観

- 独創的な建築物の形を見せる景観の演出を図る。
- 建築物と緑の調和、樹木とのバランスが図られた景観を維持する。
- 防火施設の塗装は建築物の色彩に調和させる。

2) 広場の景観

- 周囲の緑を取り込みつつ、空間の広がりを感じられるような景観に配慮する。

3) 緑の景観

- 七十七場と長い年月をかけて育まれた緑が一体となった景観を維持する。
- 植栽の適切な管理により、四季を感じさせる緑の景観を維持する。
- 緑の景観の保全にあたっては、地域の生物多様性に十分に配慮する。
- 都市公園の緑の景観として、緑陰を提供する樹木などの保全に配慮する。

4) 水の景観

- 自然な水（流れ、池、妙正寺川）を感じることができる景観の演出を図る。
- 「唯物園」の「神秘洞」、「進化溝」（流れ）では、斜面の緑と一体となった、幽玄な雰囲気を演出する。
- 「唯心庭」の「心字池」周辺では、地被植物が育つ程度の日照を確保した明るい景観とする。

5) 庭の景観

- 「霊明閣」から「時空岡」方向を見る庭（百科叢）は、当時の地被植物や低木を中心とした庭の雰囲気を感知することができる景観とする。
- つつじ園のつつじは、刈り込みなどの形を整えた維持管理を継続し、華やかなつつじの花が咲く景観を維持する。
- ウメの花が鑑賞できるように、ウメの周辺にある他の樹木の枝葉などを整理しながら、ウメを目立たせるような景観に配慮する。
- 売店前の花木を中心とした修景植栽の景観を維持する。

6) 地形の景観

- 視点場の設定や視界を確保し、高低差を活かした景観の演出を図る。
- 柵や手すりの意匠を統一し、自然と調和した景観に配慮する。

7) 植栽（花、紅葉）の景観

- 哲学堂公園は、梅林のウメ、さくらの広場などのサクラ、つつじ園のツツジ、菖蒲池のハナショウブなど季節を感じることができる景観として維持する。
- 「三学亭」周辺のもみぢなどの樹形や樹姿を整え、季節を演出する景観を維持する。
- エントランスのイチョウ並木の景観を保全する。

8) 園内からの風景

- 園内の所々に、樹林の間から妙正寺川の見通しを意識した景観を確保する。
- 哲学堂公園の雰囲気と合わない人工物を遮蔽する。

9) 園外からの風景

- 緑の量と質のバランスを考慮しながら、緑の景観を維持する。

6-2 保存の具体的方策

哲学堂公園の本質的価値を構成する諸要素の保存にあたり具体的方策をゾーンに分けて以下に整理する。

(1) Aゾーン

Aゾーンは、景観の特徴により4つのエリア（A-1～4）に分け、それぞれの保存管理の方針を設定する。さらに、具体的方策については、七十七場が配置された空間構成から8つの区に分けて、以下に整理する。

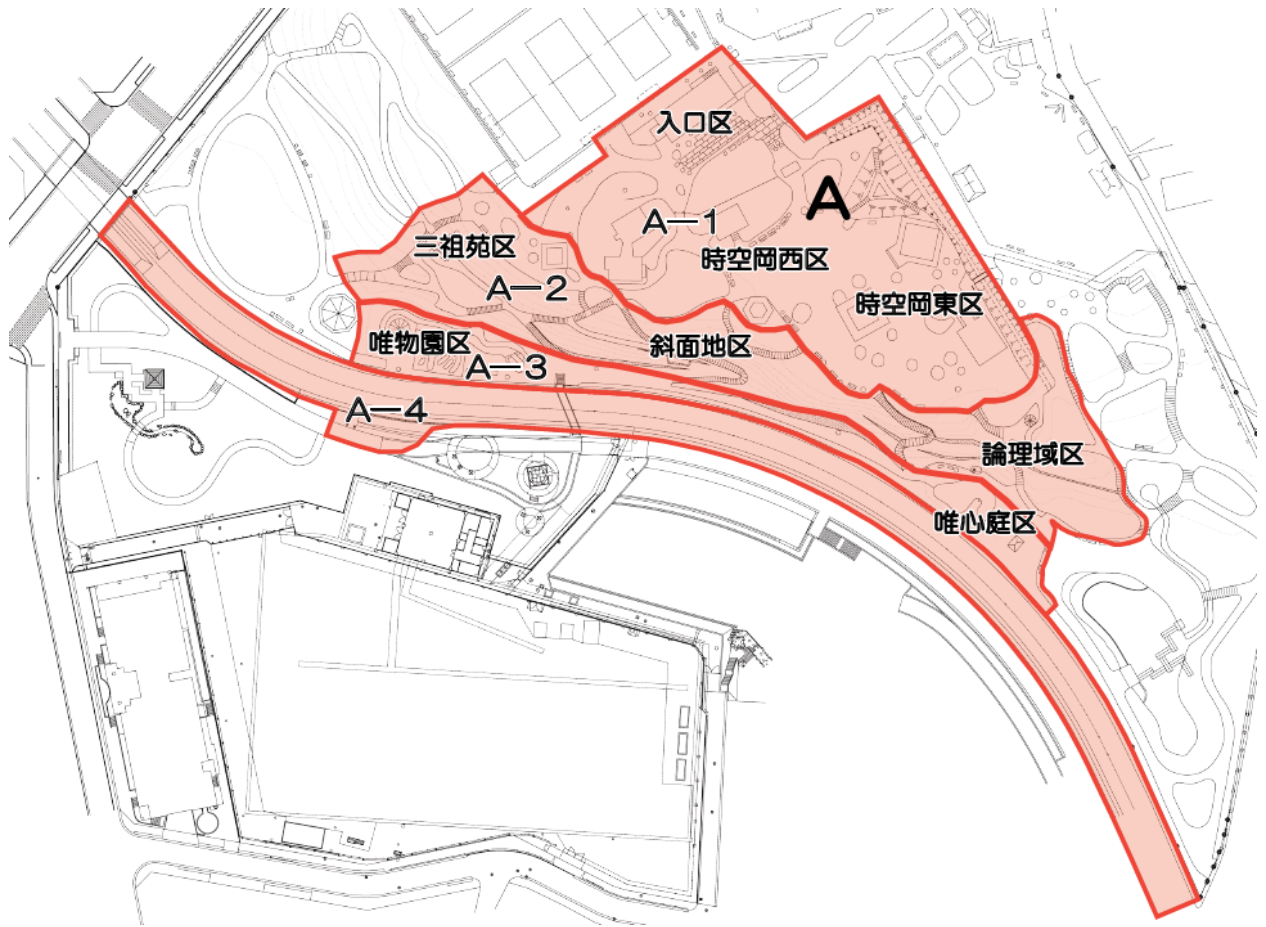


図 6-2 : Aゾーンの区分け図

1) A-1

①. 保存の考え方

台地上の平坦部は、建築物が配置された哲学堂公園の中心にあたる空間である。

これまでに修復していない建築物を修復し、景観の調和を図りながら、七十七場を適切に保存する。

②. 区ごとの保存における具体的方策

a) 入口区（哲学関、真理界、哲理門、常識門と管理事務所がある入口一帯）

七十七場に入る「哲学関」、「真理界」の2つの門をくぐり、天狗と幽霊の像がある「哲理門」、「常識門」の3箇所の門と「鑽仰軒」があった場所に建つ管理事務所がある区である。

哲学堂の入口である「哲学関」、「真理界」を通り、さらにその先に「哲理門」、「常識門」の2つの門がある。

ア) 七十七場・建造物

- 「哲学関」、「真理界」の石柱が傾斜しているため、立て直す修復を行うとともに、入口のフェンスや門扉に取り付けられている案内表示を整理し、材質やデザインに配慮した案内表示を行う。
- 鑽仰軒の石標周辺の植栽を整理し、石標を目立たせるとともに、入口に近い場所に解説板を設置する。
- 哲理門の聯の修復を行う。
- 「一元牆」付近では、垣根や石標の存在がわかりやすいように、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。また、自然素材で腐朽してしまう四ツ目垣は定期的に更新する。
- 「常識門」は、柱基礎部、門扉の金具及び聯の取り付け部が傷んでいるため、損傷部を修理する。さらに、聯の文字が明瞭になるように聯本体を修復する。また、破損・劣化が著しい建仁寺垣を修復する。

イ) 植栽（植生）

- 植込み地などの植物を管理し、入口らしい景観に整える。さらに「常識門」「髑髏庵」に誘導するような景観の改善を行う。
- 「新東京名勝選外十六景」の碑は、植込み地の奥にあり目立たない位置にあるため、碑及び通路周辺では見通しを確保し、碑の存在がわかりやすいように、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。

b) 時空岡西区（時空岡、髑髏庵、鬼神窟、四聖堂、六賢台、天狗松、百科叢がある空間）

「時空岡」の西側は、広がりがある台地上に建築物が配置された景観をもつ区である。

「常識門」から入ると、右手の西側に「髑髏庵」、「鬼神窟」、正面から左手の東側には「時空岡」が広がり「四聖堂」、「六賢台」の古建築物の景観がある。

ア) 七十七場・建造物

- 「髑髏庵」の解説サインを、常識門を入った場所の髑髏庵に近い場所に設置する。
- 「復活廊」は、軋みがあることから調査を実施し、床版を必要に応じて修復する。
- 「髑髏庵」、「復活廊」、「鬼神窟」などの建物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震構造の修復を行う。また、所々に損傷が認められる戸袋、雨戸、襖の建具の修理、障子の張り替えなどを行う。
- 「霊明閣」の扁額が広がった樹木の枝葉で隠れているため、常識門から入った方からも扁額が見えるように、一部の樹木の枝葉を整理する。
- 「四聖堂」は修復が完了しているが、新たな破損が確認されれば、被害を拡大しないように復旧又は修復により現状を維持する。また、正面の階段の手すりは、四聖堂本体に加工することなく、仮設物として設置する。
- 四聖堂の脇にあり哲学堂を解説する石板の表示を修復する。
- 「六賢台」では早急にシロアリによる被害の修復及び予防を実施する。また、長い期間に渡って大規模な修復が行われていないことから、建物全体に対し修復が必要である。さらに、建物周辺の歩行面を補修し、木戸を交換する。

イ) 七十七場・植物

- 「百科叢」は、草むらとしての雰囲気を感じられるように植栽を管理する。
- 「天狗松」を復元する。また、なるべくその周辺にも小さなアカマツを植栽する。
- 天狗松の石標と解説版は植栽で覆われやすいため、視認ができる程度に、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。また、天狗松の古写真とそれを解説するサインを設置する。

ウ) 七十七場・空間

- 「時空岡」周辺では、建築物と調和がとれた景観に配慮した植栽管理を行う。

エ) 植栽（植生）

- 混み過ぎた植物の刈り込みや、放置され成長した実生木などを整理する。

c) 時空岡東区（時空岡、相對溪、絶対城、宇宙館、幽霊梅、三学亭、無尽蔵がある空間）

「時空岡」の東側は、七十七場の最後の順路になり、広がりがある台地上に古建築物が配置された景観をもつ区である。

「宇宙館」、「三学亭」の周辺では、建物を覆うほどの樹木が大きく成長している。

ア) 七十七場・建造物

- 「帰納場」は新たな史料などが出て来て、構造などが分かった段階で、将来的に復元する。
- 「意識駅」では、現在のベンチを交換する際には、景観に調和した意匠のベンチを配置する。
- 「絶対城」、「宇宙館」の修理は完了したが、建物軒下のたたきの表面にひび割れが見られるため、傷んだ箇所の修復を行う。
- 「宇宙館」の扉と雨戸の納まりが悪い部分については、原因を確認し復旧する。
- 「三学亭」の柱、軒桁、基礎などを修復する。また、石額が劣化しているため、保存の観点から本体を風雨にさらされない場所に保管した上で、複製を製作し展示する。さらに、三学亭の石階段を修復する。

イ) 七十七場・石造物

- 「硯塚」は、清掃により表面の汚れを取り除く日常的な保守を行う。また、背後を覆う竹を整理し、硯塚周辺を明るくし、人が訪れやすい雰囲気を作る。
- 「記念碑」は文字が読みにくい状態であるため、清掃により表面の汚れを取り除く日常的な保守を行う。

ウ) 七十七場・地象

- 「相對溪」では、引き続き土砂の堆積、形状をわかりにくくする実生木の除去を行い、溝の形状がわかるように維持管理する。

エ) 七十七場・植物

- 「幽霊梅」の石標がわかりやすいように、日常の植栽管理において、繁茂する低木の枝葉の刈り込みを行う。

オ) 七十七場・空間

- 「時空岡」周辺では、建築物と調和がとれた景観に配慮した植栽管理を行う。特に、四聖堂や絶対城の裏側にあたる「時空岡」南側では、帰納場や意識駅からの妙正寺川への見通しを確保するため、ササ類の刈り払いや、樹木の枝葉の整理を行う。

カ) 植栽（・植生）

- 「絶対城」の屋根上方では大径木の枝葉が覆っているため、枯れ枝の除去とともに、落枝の恐れがある枝葉については、事前に整理する。
- 「三学亭」の築山の植込み地では、混み過ぎた樹木や、放置して成長した実生木などを整理するとともに、モミジなどの景観木の樹形を整える。

2) A-2

①. 保存の考え方

妙正寺川沿いの低地には、唯物・唯心と哲学上の相対する概念を示した空間があり、石造物や池泉、流れで構成された空間である。

これまでの妙正寺川の氾濫や河川改修工事などの影響を受け、ルネッサンス整備事業により修復・復元された空間である。必ずしも客観性や蓋然性の高い史料に基づいて修復、復元されたものではなかったため、できる限り当時の史料や円了の考えに基づいた空間づくりを行う。

②. 区ごとの保存における具体的方策

a) 唯物園区（物字壇、客観廬、自然井、進化溝、理化潭、神秘洞、狸燈がある空間）

妙正寺川沿いの低地の西側に位置し、「物字壇」を中心に池泉や流れなどの景観をもつ区である。ルネッサンス整備以降 30 年以上が経過し、平成 27 年（2015）に神秘洞を中心に一部修復が行われたが、部分的に傷みが見られる。

ア) 七十七場・建造物

- 「原子橋」はその形がわかる古写真がみつかったことから、将来的には古写真のような形状に復元する。
- 「客観廬」では、屋根葺材のシングル葺は耐用年限が過ぎているため、屋根を葺き替える。また、軒先板段積み、垂木の一部、柱脚袴金物が腐食しているため、損傷部を修復する。

イ) 七十七場・石造物

- 「狸燈」は、表面の風化が顕著であるため、保存の観点から本体を風雨にさらされない場所に保管した上で、複製を製作し展示する。また、現地に展示する「狸燈」の腹に火袋を、頭上には傘を取り付ける。

ウ) 七十七場・地象

- 「博物隄」、「進化溝」、「神秘洞」の周辺は、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行い、形状ををわかりやすく見せる。
- 「神秘洞」の石標は、洞窟の中にあり見ることができないため、分かりやすい場所に神秘洞を表示するサインを設置する。
- 「後天沼」はその形がわかる古写真がみつかったことから、将来的には古写真のような形状に復元する。

エ) 七十七場・植物

- 「物字壇」は「物」の文字が明瞭になるように、雑草を日常の維持管理により除草する。また、周辺のロープの柵を統一した意匠で整備する。

オ) 七十七場・空間

- 「造化澗」などの石積の修復を行う。特に、石積上部の樹木の根を取り除くとともに、石積に空いた目地の修復や、基礎下部の修復を行う。

- 「二元衢」周辺では、実生木などを整理し、やや他よりも明るくするとともに、舗装を整備し、「唯物園」と「唯心庭」の岐路であることがわかる空間として維持する。

カ) 植栽（植生）

- 広場内の樹勢が弱った景観木（サルスベリ）の樹勢回復を行う。
- 客観廬、理化潭の石標の周辺は、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。

b) 唯心庭区（心字池、主観亭、倫理淵、先天泉、鬼燈、独断峡がある空間）

妙正寺川沿いの低地の東側に位置し、「心字池」を中心に池泉などの景観をもつ区である。

唯心庭は妙正寺川の河川改修の際に敷地の形状が変更され、また、ルネッサンス整備事業で復元された「心字池」は、池の形状や構造が変わっている。また、整備以降30年以上が経過し、部分的に傷みが見られる。

ア) 七十七場・建造物

- 概念橋に至る飛石の周辺の土砂が流出しているため、土砂を入れ飛石周辺に草が生える程度に景観を整える。
- 「主観亭」では、屋根葺材のシングル葺は耐用年限が過ぎているため、屋根を葺き替える。また、軒先板段積み、垂木の一部、柱脚袴金物が腐食しているため、損傷部を修復する。また、階段脇の土砂が流出しているため、土砂を入れ飛石周辺に草が生える程度に景観を整える。

イ) 七十七場・石造物

- 「鬼燈」は、表面の風化が顕著であるため、保存の観点から本体を風雨にさらされない場所に保管した上で、複製を製作し展示する。現地で展示する「鬼燈」の頭上に火袋を取り付ける。

ウ) 七十七場・地象

- 「心字池」の形状を当時の姿に復元することは困難であるが、古写真をもとに「心字池」や「概念橋」の形状を当時の姿に近づける修復をするとともに、鬱蒼とした池の周りをできる限り地被植物が生える程度の明るい空間に近づける。
- 「心字池」に堆積した落ち葉などを定期的に取り除き、水質の改善を図る。

エ) 七十七場・空間

- 「独断峡」の石積の修復を行う。特に、石積上部の樹木の根を取り除くとともに、石積に空いた目地の修復を行う。

オ) 植栽（植生）

- 妙正寺川の通路の鬱蒼とした場所では、来園者が安全に安心して利用できるように放置され成長した実生木などを整理する。また、園外からも多少は唯心庭の存在がわかる程度に実生木などの間引きを行う。

3) A-3

①. 保存の考え方

「時空岡」から「唯物園」・「唯心庭」へ向かう斜面地は、複雑な地形と樹林の景観のなかに、複数の通路が存在する。

破損が激しい施設の修復を行うとともに、鬱蒼とした樹林については、人が利用する際の安全・安心に配慮する。

②. 区ごとの保存における具体的方策

a) 斜面地区（筆塚、懷疑巷、経験坂、感覚巒を中心とした樹林空間）

「時空岡」から「唯物園」に向かう通路や階段、小広場を中心とした一帯の区である。

哲学の分岐点を表した「懷疑巷」や、「筆塚」がある。通路の舗装や階段、柵などの老朽化が目立つことから、舗装や施設の改修を含めた景観の改善を図る。

ア) 七十七場・石造物

- 「筆塚」は、土壌浸食によって露出した基礎部の改修を行うとともに、表面の汚れが目立つ箇所は、日常の維持管理により清掃する。また、筆塚が周りの植物に覆われない程度に日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。

イ) 七十七場・空間

- 「懷疑巷」周辺では、実生木などを整理し、やや他よりも明るくするとともに、舗装を整備し、「唯物園」と「唯心庭」に向かう分岐であることがわかる空間として維持する。
- 「感覚巒」周辺では、実生木などを整理し、唯物園方面を見通せる程度に明るい空間として維持する。
- 舗装の劣化や階段の目地の流出など破損がみられる施設の改修を行う。

ウ) 植栽（植生）

- 林内が暗く、地表面の地被植物が生育せずに土砂の流出がみられる斜面では、林床植物が生育できる程度まで林内の日照を確保し、さらに風通しを良くするため、樹木の剪定を行う。
- 実生木などが繁茂し鬱蒼とした場所では、来園者が安全に安心して利用できる程度に、放置され成長した実生木などを整理する。

b) 三祖苑区（三祖苑から万有林を中心とした空間）

「三祖碑」と「三字壇」から「万有林」までの一帯の区である。

「万有林」や「三祖苑」一帯は明るいアカマツの林であったが、現在の「万有林」はアカマツ林から常緑広葉樹林に変わり、また、「三祖苑」周辺は鬱蒼とした暗い樹林に覆われている。また、「三字壇」の破損や通路の舗装・柵などの老朽化が目立つため、文化財の修復、舗装・施設の改修を図る。

ア) 七十七場・建造物

- 「三字壇」の欠けている台座面、縁石及び台座の基礎コンクリートを修復する。

- 三字壇を解説するサイン表示を行う。

イ) 七十七場・石造物

- 「三祖碑」に刻まれた文字が読みにくい状態であるため、清掃により表面の汚れを取り除き、読みにくい状態であれば、修復を検討する。

ウ) 七十七場・植物

- 「万有林」は、長い年月をかけて万有林の由来となる植生の状態に近づける。

エ) 七十七場・空間

- 「三祖苑」周辺に埋もれた火成岩（黒ぼく石）の石積を修復する。
- 三祖苑内に設置している傾いたロープ柵を復旧する。
- 舗装の劣化や階段の目地の流出など破損がみられる施設の改修を行う。

オ) 植物（植生）

- 林内が暗く、地表面の地被植物が生育せずに土砂の流出がみられる斜面では、林床植物が生育できる程度まで林内の日照を確保し、さらに風通しを良くするため、樹木の剪定を行う。

c) 論理域区（直覚径、認識路、論理域、演繹観、心理崖を中心とした空間）

「唯心庭」から「時空岡」に向かう坂道を中心とした一帯の区である。

「直覚径」は台地につながる近道で、「認識路」は迂回する道である。「認識路」の途中には休憩所である「演繹観」がある。唯心庭から時空岡に至るルートはわかりにくく、通路の舗装や階段、柵などの老朽化が目立つことから、舗装や施設の改修を含めた景観の改善を図る。

ア) 七十七場・空間

- 「心理崖」の石積の修復を行う。
- 心理崖の範囲や奥行がわかる程度に、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。
- 舗装の劣化や階段の目地の流出など破損がみられる施設の改修を行う。
- 「直覚径」や「認識路」周辺では、実生木などを整理し、安全に通行できる空間として維持する。
- 「論理域」は、実生木などを整理し、空間を認識できる程度の状態で維持する。
- 唯心庭から直覚径や認識路をわかりやすくするとともに、時空岡に誘導する指導標を設置する。

イ) 植物（植生）

- 林内が暗く、地表面の地被植物が生育せずに土砂の流出がみられる斜面では、林床植物が生育できる程度まで林内の日照を確保し、さらに風通しを良くするため、樹木の剪定を行う。
- 実生木などが繁茂し鬱蒼とした場所では、来園者が安全に安心して利用できる程度に、放置され成長した実生木などを整理する。

4) A-4

①. 保存の考え方

妙正寺川及び妙正寺川を挟んだ対岸の空間では、七十七場のうち5箇所が含まれる。そのうち3箇所（星界洲、半月台、望遠橋）は消失し、現存しているものは、妙正寺川（数理江）と妙正寺川に架かる橋（観象梁）である。

妙正寺川は河川改修と、妙正寺川を挟んだ対岸の空間は「哲学の庭」として整備され、円了が作った当時の空間から大きく変わり、来園者が七十七場の一つとして認識しにくいことから、その存在を分かりやすくする。現状が大きく改変されているため、できる限り当時の状況や円了の考えが理解できるように、活用のための整備も含めて検討する。

②. 保存における具体的方策

消失した「星界洲」、「半月台」、「望遠橋」のうち、「半月台」の一部が映る古写真はあるが、全体的に史料が不十分であり、「数理江」は河川改修が行われたため、復元が困難である。また、「観象梁」は、塗装の色が景観上好ましくないため、景観の調和を図る。

ア) 七十七場・建造物

- 「観象梁」の色を変更する。
- 望遠橋の石標の周辺は、日常の植栽管理において、繁茂した草木の刈り払いを行う。
- 妙正寺川を挟んだ対岸の星界洲、半月台、望遠鏡の存在を解説するサインを設置するとともに、順路として妙正寺川を挟んだ対岸に誘導する指導標を設置する。

イ) 七十七場・地象

- 「数理江」の表示とともに、かつての妙正寺川の様子を解説するサインを設置する。

5) 石標

- 石標がない七十七場については、石標を設置する。
- 石標の読みにくくなった印字を復旧する。（哲理門、六賢台、理化潭、博物隄、望遠橋、観象梁、星界洲、原子橋、二元衢、概念橋、主観亭、演繹観、帰納場、理想橋、理外門、無尽蔵）

(2) Bゾーン

1) B-1 (つつじ園・菖蒲池)

①. 保存の考え方

つつじ園・菖蒲池の一带は、玄一が円了の七十七場に対する前庭と位置づけた「哲学堂外苑計画」の構想とは異なるが、地割は踏襲され、都立公園期に整備された場所である。サクラやツツジなどの花木、池などの落ち着きを持った景観が広がる。

七十七場との景観の調和を図りながら、地割を改変しないよう、都市公園としての利用にも配慮した空間とする。

②. 保存における具体的方策

来園者が利用しやすいよう、老朽化した舗装や休養・便益施設などを改修する。また、老齢化したサクラや衰弱したツツジなどの花木は、必要に応じて更新を行い、四季の花や緑を楽しむことができる植栽の維持管理を行う。

なお、枯死又は衰弱したサクラについては、樹木医などの専門家により診断を行った上で、計画的に更新する。

- 舗装は自然の風合いを維持しつつ、耐久性のある舗装材に改修する。
- 菖蒲池周辺の水辺の景観を整える。また、ハナショウブを植栽する。
- 老齢化により枯死又は衰弱したサクラから順次植え替えを行う。
- 大きく成長した樹木の枯れ枝を取り除くとともに、枯れ枝が発生しないように、密になった枝葉を整理する。
- つつじ園の小高い丘から南側に広がったツツジが植栽された空間への展望を確保するため、丘周辺の樹木の剪定を行う。

2) B-2 (梅林・哲学の庭)

①. 保存の考え方

梅林と哲学の庭は、哲学堂七十七場と妙正寺川を挟んだ対面にあり、財団運営期に拡張された場所である。梅林は、昭和6年(1931)に円了の13回忌に整備され、さらに平成12年(2000)に中野区により改修が行われ、園路、休憩所、枯れ流れなどが整備された。また、哲学の庭は、財団運営期に土地を購入し、鏡花園という庭園に水月亭という料亭があった。平成21年(2009)に群像彫刻を中心とした哲学の庭として整備された。

梅林ではウメ以外にも花木が植栽され、四季の変化を持った緑を鑑賞しながら散策などを楽しめるような空間として維持管理されている。また、梅林周辺ではボランティア団体による花のある空間づくりが行われている。

哲学の庭は、自然風な梅林とは異なり、芝生の中に象徴的な群像彫刻群が3つの形になって配置され、哲学堂公園の中でも独特の雰囲気を持っている。

七十七場とは妙正寺川を挟んだ位置にあるが、市街地の中にあって哲学堂公園の良好な風致を維持していることから、現在の植栽や施設を適切に管理し、哲学堂七十七場と調和した景観を維持していく。

②. 保存における具体的方策

良好な植栽の維持管理を継続していくとともに、老朽化した施設は、安全や景観に配慮しながら改修を行っていく。また、地域の方々と連携を図りながら花のある空間を維持していく。

- 樹木を健全に育成していく。
- 梅林内の大きく成長した樹木の枯れ枝を取り除くとともに、枯れ枝が発生しないように、密になった枝葉を整理する。

- 哲学の庭の外周の植栽は、成長し樹冠を広げることで日陰を作り芝の生育を弱めてしまうことから、あまり大きくならないよう剪定を継続していく。
- 哲学の庭では、清掃や樹木の管理をこまめに行い、群像彫刻の雰囲気は損なわないようにする。外周部では、隣接する施設が直接見えないように遮蔽植栽を行う。

3) B-3 (さくらの広場)

①. 保存の考え方

さくらの広場は、都立公園期に整備された場所で、元々は田であった場所にサクラを植栽して広場としている。サクラの花が咲く頃には花見の広場として賑わうが、都立公園期頃に植栽されたサクラが老齢化により枯死又は衰弱している。

地域の方々や区民に親しまれているサクラを維持又は更新し、四季を感じ、花見ができる広場として管理していく。

②. 保存における具体的方策

来園者が利用しやすいよう、老朽化した舗装や休養・便益施設などを改修する。枯死又は衰弱したサクラについては、樹木医などの専門家により診断を行った上で、更新時期をずらしながら計画的な植え替えを行う。

- 舗装は自然の風合いを維持しつつ、耐久性のある舗装材に改修する。
- 老齢化により枯死又は衰弱したサクラから順次植え替えを行う。

4) B-4 (児童遊園)

①. 保存の考え方

児童遊園は、財団運営期に拡張、整備された空間である。広場と遊具が配置され、主に近隣の親子や保育園児の遊び場として利用され、人気が高い広場である。

隣接する七十七場との景観の調和を図りながら、都市公園としての利用にも配慮した空間とする。

②. 保存における具体的方策

様々な年齢層に対応し多目的に利用できる広場を確保しつつ、緑陰を作り、樹形が整った樹木がある広場の景観を保全する。一方で、枯損や衰弱した樹木も多く、こうした樹木を放置しておくとも倒木や落枝により来園者や近隣の住宅に危険を及ぼすことから、早い段階で適切な剪定などの対応を実施する。

- 老齢化により枯死又は衰弱したサクラは、計画的に植え替えを行う。
- 現在閉鎖されている藤棚を改修する。
- 広場内の大径木、植栽地内の花木は、生育が悪化しないように現在の維持管理を継続していく。
- 来園者への怪我、工作物の破壊、隣接する民家へ影響がないように枯死した枝を整理する。

5) B-5 (運動広場)

①. 保存の考え方

テニスコート、野球場は、財団運営期に拡張、整備された空間である。これらの運動施設は地域及び区民の方々に多く利用されている。

緑を保全した景観に配慮しつつ、利用ニーズが高い運動施設については地割を改変しないことを前提に都市公園としての利用に適した空間とする。

②. 保存における具体的方策

利用頻度の高い運動施設について、利用者への十分なサービスを提供するように、老朽化や消耗が見られた場合は、適宜修繕や改修を行っていく。

- 老朽化した運動施設は、利用などに配慮し適切な時期に更新する。
- 野球場とテニスコートの間にあるサクラ並木は、老齢化により枯死又は衰弱しているため、計画的に植え替えを行う。あわせてサクラの生育を保全する土壌改良を実施する。
- サクラ並木の間の通路周辺では、地表面の土壌が無くなり固結した状態で、通路との段差が生じているため、表土を敷き均し地被類植物で覆う。

6) B-6 (エントランス)

①. 保存の考え方

財団運営期より哲学堂公園のエントランスとして利用されてきた。メインエントランスとしてビスタをきかせたイチョウ並木として、意図した植栽の配植を保全し維持していく。

哲学堂公園入口から七十七場へのアプローチ空間として重要であることから、修景的な植栽や施設には十分な配慮を行う。

②. 保存における具体的方策

メインエントランスにふさわしい景観の演出を図ったイチョウ並木を保全する。

- イチョウ並木を保全する。
- 老齢化により枯死又は衰弱したサクラは、計画的に植え替えを行う。あわせてサクラの生育を保全する土壌改良を実施する。
- 売店前の藤棚や植え込み地の花木などは適切な管理を行い、四季の花や緑を楽しむことができる植栽の維持管理を行う。

6-3 防災計画

文化財の防災対策では、予防、早期発見、初期対応、さらには、地震などの大規模災害にも備えておく必要がある。

(1) 防火・防犯対策

1) 防火・防犯対策の考え方

文化財を火災や人的損傷から保護するため、諸関係機関の法規に準拠した防火・消火、防犯システムを整備する。

現在、屋外消火栓が「鬼神窟」、「髑髏庵」、「宇宙館」、「四聖堂」、「絶対城」に、消火器が建築物内に計 22 カ所設置されている。しかし、ハード面による対応のみでなく、防犯、防災には日常の予防管理が重要であるため、消防や警察などと連携を図り、万が一の時には自動的に連絡が届くような連絡システムを構築する。

開門時での消火対応は、火災発生に初期消火及び人を誘導し、消防隊へ引き継ぐ体制を整えている。また、閉門時での消火対応には、地域全体での巡視、監視体制の強化、周辺住民が初期消火できるような体制を整えるなどの対応を図る。

防犯に対しては、古建築物 6 棟（鬼神窟、無尽蔵、六賢台、四聖堂、宇宙館、絶対城）に防犯システムが設置され、異常を感知すると警備会社及び管理事務所に知らせるシステムになっている。

2) 防火・防犯管理の具体的方策

①. 予防対策

災害を事前に防ぐ、または災害時の早急な対応のため、以下の内容を実施する。

- 地域全体での巡視や監視体制を強化する。
- 定期点検（漏電対策、システム点検など）や消防訓練を実施する。
- 延焼しやすい、倒れやすい樹木を整理する。
- 可燃物の整理整頓を行う。

②. 早期発見

火災や不審者による危害などを早期に発見し被害を最小限に防ぐため、以下の内容を実施する。

- 地域と連携した夜間の管理対応を行う。
- 通報連絡体制を強化する。

③. 初期対応

火災などの被害を拡大させない初期対応のため、以下の内容を実施する。

- 自動火災報知器、放水銃、ドレンチャー（水幕装置）などを設置する。
- 消防車両の動線を確保する。
- 遠隔操作が可能な消火システムや自動消火設備を整備する。

④. メンテナンス

災害時に防火・防犯システムが機能するよう、以下の内容を実施する。

- ▶ 給水管の破損、電源など日常的な管理の中で確認を行う。
- ▶ 定期的に専門業者による作動の確認を実施する。
- ▶ システムは最新の技術を採用する。

(2) 災害対策

哲学堂公園の文化財に影響を与える自然災害としては、以下に示した4つの災害が考えられる。

災害時には哲学堂公園が広域避難場所に指定されていることから、災害発生時には多くの被災者が大規模な延焼災害が鎮火するまでの一時的な避難場所として哲学堂公園の敷地を利用する。その場合は、延焼などから文化財を保護すると同時に、混乱時における人的な被害から文化財を保護する行動と、事前の準備及び計画を立てておくことが必要である。

また、防災にあたっては、「中野区地域防災計画」などの関連する計画と整合を図りながら、災害時に慌てず対応を取れるように準備をしておくことが必要である。

1) 河川の氾濫

かつては妙正寺川の氾濫により七十七場も大きな被害を受けてきた。現在は河川改修が行われ、妙正寺川の氾濫により被害を受けることは無くなったが、近年の集中豪雨により河川の氾濫が懸念される中においては、河川管理者同士で連絡体制を強化し、文化財の保護の観点からも予め水防対策を検討しておくことが重要である。

また、万が一災害が発生した場合のことも想定し、緊急を要する工事（災害復旧等）に対しても十分に検討しておく必要がある。

2) 大雨、強風、大雪などの異常気象

集中的な豪雨により、排水処理が十分に機能せず雨水が滞水する場所がある。時空岡から階段をつたって流れる雨水により、唯心庭周辺の一面が滞水するため、集中豪雨などにより危険な状態が予想される場合は、立ち入りの制限、迂回路への誘導などの対応を行う。

台風など強風にあっては、以前にも倒木や落枝による被害があったことから、来園者への危険や文化財への破損など影響が及ばないように、伐採や剪定などの樹木管理を実施する。

大雪に対しては、積雪による建造物などの倒壊、倒木や樹木の枝折れなどに留意するとともに、降雪後に来園者への危険や文化財への破損など影響が及ばないように、伐採や剪定などの樹木管理を実施する。

3) 落雷

哲学堂公園は台地上にあり、野球場やテニスコートなど開けた場所で落雷が起こりやすい環境にある。法令において必要な照明灯や建造物には避雷設備が設置されているが、その他の建造物においても必要に応じて、落雷による被害を回避する避雷施設などの設置の検討を行う。

4) 地震

万が一の大規模な地震に備え、建造物などの耐震構造を強化する。また、地震発生時には建物内及び建物周辺にいる方々を建物から離れるように適切に避難誘導する。

石積のクラックなど構造上脆弱な場所に強い力が加わり崩壊しないように、日常的なメンテナンスも含め十分に注意する。

6-4 現状変更等の取扱い

名勝指定範囲について、文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。

(1) 管理・保護に関する手続き

文化財保護法、同法施行令及び規則に記載されている管理・保護に関する主な諸手続きを表6-4に示す。

表6-4：史跡名勝天然記念物に関する諸手続き

事 項	手続	期限	根拠法令	規則等
滅失、き損等	届出	10日以内	法第118条、第120条、第172条第5項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30日以内	法第115条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条
現状変更	許可申請	—	法第125条第1項	文化財保護法施行令第5条第4項 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条、第2条、第3条、第4条
復旧	届出	30日前まで	法第127条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条、第2条、第3条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	法第118条、第120条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第3条

(2) 現状変更等に関する手続き

文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、名勝に指定されている場合は、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置（※）又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- (※) 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」の第4条に、以下のように規定されている。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(3) 現状変更等の取扱い方針

名勝哲学堂公園の指定地内における現状変更等については、「文化財としての適切な保存及び活用の措置」並びに「都市公園としての必要な管理の措置」が考えられる。

その取扱い基準については、文化財としての価値を損なうもの並びに哲学堂公園の風致景觀を乱すもの以外は、基本的に許容するものとする。ただし、地割を変更するもの、大きな造成を伴うものは許容しない。

なお、「文化財としての適切な保存及び活用の措置」並びに「都市公園としての必要な管理の措置」には、以下のようなものが含まれる。

- ① 修理
- ② 保存・管理施設の設置
- ③ 防災施設等の設置
- ④ 公園施設の設置及び更新等
- ⑤ 適切な保存と活用のために必要とされる環境基盤の整備
- ⑥ 上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

(4) 日常の管理行為

以下の行為は、日常の管理行為として現状変更の許可申請を要しない。

1) 植物管理

- ・除草・草刈、手入れ、枯損木・支障木・実生木処理など

2) 施設管理

- ・工作物の小規模かつ応急的な補修など

3) 管理運営

- ・ごく短期間の催事に伴う仮設物、その他の仮設の看板など

(5) 現状変更等の取扱いの区分

今後想定される現状変更等の許可申請を要する行為、許可申請の区分について、表 6-5 に整理する。ただし、行為の程度によっては許可申請の区分が変わる場合があるため、適宜東京都教育庁、文化庁と協議を行う。

表 6-5 : 現状変更等の取扱いの区分

区分	内容	想定される行為
文化庁長官への許可申請を要する	現状変更等 (文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～ルの規定に該当する行為を除く)	計画に基づく整備事業、それに伴う事前調査
		土地の掘削を伴うような樹木の伐採
中野区教育委員会への許可申請を要する	文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～ルの規定に該当する行為	2年以内の期間に限って設置される小規模建築物の新築・増築・改築
		工作物（建築物を除く）の設置、改修（設置から50年を経過していない工作物）
		土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装・修繕
		法第115条第1項に規定する名勝の管理に必要な施設の設置・改修
		電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置・改修
		建築物等の除却（建築又は設置から50年を経過していないもの）
		木竹の伐採（危険防止のために必要な伐採に限る）
許可申請を要しない	維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 (法第125条第1項)	名勝又がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく名勝をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては当該現状変更等の後の原状）に復するとき
		名勝又がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急措置をするとき
		名勝又の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
		地震・台風・火災等の非常災害時の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
	日常の管理行為	

6-5 追加指定

第4章の「現状と課題」で示した通り、哲学堂公園のエントランスを形成するイチョウ並木の敷地一部が民地で、土地の所有者により売却され、令和4年（2022）2月にイチョウ3本が伐採された。

名勝の景観を維持するためには、エントランス周辺の境界を確認し、「史跡等購入費国庫補助」などを活用して当該敷地を購入し、民地側イチョウ並木部分を追加指定することなどが考えられる。